

# ニューバーガー・バーマン

## サステナブル投資における投資対象除外ポリシー

2020年2月14日更新

### 1. はじめに

ニューバーガー・バーマンは、1939年に創業し、従業員が自社株式を100%保有するプライベート経営の独立系運用会社です。世界36都市に拠点を構え、株式、債券、マルチアセット、プライベート・エクイティ、不動産等の多岐にわたる運用戦略を、世界中の機関投資家や個人投資家、アドバイザー等にご提供しています。

### 2. 適用範囲

ニューバーガー・バーマンは、「サステナブル」を戦略名に使用しているすべての投資戦略において、以下の除外項目セクションで定める、サステナビリティ基準に抵触する企業が発行する有価証券への投資を禁止しています。

### 3. 除外項目の定義

**人権保護。**当社は、企業が、国連グローバル・コンパクト(UNGC)が提唱する、人権・労働・環境・腐敗防止に関する基本的責任を果たすことを求めています。当社は、UNGCの原則に抵触する企業への投資を禁止するために、遵守状況を監視しています。また、新規投資と既存保有銘柄で取り扱いは異なります。

- **新規投資。**UNGCの原則に抵触していると判断された企業は除外します。
- **既存の保有銘柄。**UNGCの原則に抵触していると考えられる発行体の銘柄を保有している場合、当社は、第一に、発行体と対話をし、抵触に至った原因および改善策の有無を確認します。それにも関わらず、3年が経過しても改善のスピードおよびその範囲について見込まれていた成果が得られない場合、当社はポジションを解消します。

**たばこ関連企業。**葉巻、たばこ、電子たばこ、無煙たばこ、溶解性たばこ、噛みたばこ等のたばこの生産に関わる企業への投資を禁止しています。これには、葉たばこを栽培あるいは加工する企業も含まれます。

**民生用銃器関連企業。**民生用銃器の製造に関わる企業への投資を禁止しています。

**民営刑務所関連企業。**当社は、社会的に大きな議論の対象となっていること、風評リスクが存在すること、司法省の政策に依存していること、施設を他の用途に転用することが容易ではないこと等の理由により、民営刑務所を所有、運営、あるいは民営刑務所にとって必要不可欠なサービスを提供している企業への投資を禁止しています。

**化石燃料関連企業。**化石燃料は、気候変動および環境に関するさまざまなリスクを抱えていることから、当社は、サステナビリティを考慮したポートフォリオとは、化石燃料のバリューチェーンの特定部分へのエクスポージャーを最小化、または中和させることであると考えています。

- **石炭および非在来型原油・天然ガスの供給関連企業。**当社は、化石燃料の中で最も温室効果ガス排出量が多いことから、多額の収益を石炭や非在来型原油の採掘によって得ている企業への投資を禁止しています。当社における除外基準は以下の通りです。
  - **燃料炭。**燃料炭採掘事業に起因する収益上限は10%とします。
  - **非在来型原油(オイルサンド)。**オイルサンド抽出処理事業に起因する収益上限は10%とします。
- **電力発電。**当社は、サステナビリティを考慮したポートフォリオにおいて、収益の10%以上が発電事業に起因する企業については、脱炭素化を推進している発電事業者にのみ投資すべきであると考えています。したがって、以下に該当する発電事業者への投資を禁止しています。
  - **燃料炭。**石炭発電電力量(MWh)の上限は30%とします。
  - **液体燃料(石油)。**液体燃料(石油)による発電電力量(MWh)の上限は30%とします。
  - **天然ガス発電。**天然ガスによる発電電力量(MWh)の上限は90%とします。ただし、この基準値は自然エネルギー普及率を高めることを目的とする方針の見直しに合わせて、今後低下する可能性があります。
- **従来型石油およびガスの供給。**当社は、低炭素経済への移行において天然ガスは不可欠な存在であると認識しており、石油およびガスの生産者は、事業内容におけるガスと再生可能エネルギーの比率を高め、事業を発展させるべきであると考えています。それゆえ、天然ガスの埋蔵量が20%未満の石油・ガス生産者への投資を禁止しています。

**非人道的兵器。**当社は、非人道的兵器の製造禁止を目的とした条約を支持し、維持することにコミットしており、非人道的兵器の製造に関与していると考えられる企業が発行する有価証券への投資を禁止しています。

当社は、非人道的兵器製造に関与している企業の定義として、非人道的兵器の最終的な製造および組立の請負業者、これらの兵器の使用目的のための部品製造業者のいずれかに該当する企業としています。ただし、デュアルユース(軍民両用)部品製造業や軍民共用空港等施設運営事業は含まれません。当社における非人道的兵器の定義は以下の通りです。

- **生物兵器および化学兵器。**1972年に署名開放された生物兵器禁止条約(BWC)および1993年に署名開放された化学兵器禁止条約(CWC)によって禁止された兵器。
- **対人地雷。**1997年に署名開放された「対人地雷全面禁止条約」に基づき、署名国がその使用、貯蔵、生産、移譲を禁止することに合意した兵器。同条約は1997年9月18日にオスロで採択され、発効要件である40カ国が批准した半年後の1999年3月1日に発効しました。この条約については、現在も、署名国の批准と1999年3月までに署名しなかった国の署名を求めています。なお、これらの兵器の製造企業への資金援助問題については同条約において言及されていません。
- **クラスター爆弾。**2008年に締結されたクラスター弾に関する条約(オスロ条約)により、締約国が製造・使用・備蓄を制限することに合意した兵器およびその部品。この条約は2008年5月30日にアイルランドのダブリンで合意され、発効要件である30カ国が批准した半年後の2010年8月1日に発効しました。この条約については、現在も、署名国の批准と2000年8月までに署名をしていない国の署名を求めています。同条約では、クラスター爆弾製造企業への資金援助問題については明確化されていません。したがって、署名国および各国の金融機関におけるクラスター爆弾製造企業への投資方針(禁止または許可)については、全投資対象から除外、直接投資のみ除外、除外規定を設けていない等、さまざまなアプローチをとっています。
- **劣化ウラン兵器。**劣化ウラン(DU)弾および装甲の製造関連企業。

**制裁関連の除外事項。**ニューバーガー・バーマン・グループLLC(NBG)およびその関連会社は、米国の財務省外国資産管理局(OFAC)、欧州連合、国連安全保障理事会、英国財務省(Her Majesty's Treasury)が講じる経済制裁措置を含む、適用されるすべての経済制裁規制を遵守します。これらの規制を確実に遵守するために、ニューバーガー・バーマンでは、継続的な制裁審査を行い、全社的に制裁対象との取引を制限しています。

#### 4. 親会社と子会社の従属関係

また、本ポリシーでは、親子会社間の関係性について査定し、サステナブル投資における投資対象除外ポリシーに則って発行体の適格性を評価する際、本ポリシーに準拠した発行体の評価基準の適用および総合的な価値を検討するため、その発行体の所有割合が50%を超えるすべての子会社は連結されているとみなします。ただし、本ポリシーに準拠した発行体の評価基準および総合的な価値を検討する際、当該発行体の親会社を考慮する必要はありません。このように、本ポリシーでは、製品およびサービスが、本ポリシーの要件を満たしている発行体への投資を認めています。ただし、当該発行体が独立した事業を行い、その債務が親会社の保証に遡求しないことを条件とし、そのような発行体を「適格子会社」としています。

#### 5. 実施

本ポリシーは、ESG(環境、社会、ガバナンス)委員会の検討対象となります。当社は、高い評価を得ている第三者機関を活用し、このような問題のある事業に関与している企業を特定しています。ポートフォリオ・マネージャーが第三者機関による評価に同意しない場合、除外項目についてESG委員会に不服申立をすることが可能です。

本ポリシーの実施は、当社の資産運用ガイドライン監督チームが、法務およびコンプライアンスと共同管理しています。このプロセスを通じて特定され、検証された企業への投資は、ニューバーガー・バーマンのトレード・コンプライアンス・システムを通じて制限されています。

当社の除外項目リストは、お客様のご要望に応じて提供させていただきます。また、お客様の価値観や目的に応じてカスタマイズされた追加の除外項目を、個別に管理することも可能です。専門家の調査を活用して、お客様の価値観を反映した投資ユニバースを決定し、特定の問題に重要なエクスポージャーを持つ企業や、具体的な国際基準に抵触する企業を除外することが可能です。

1正式名称は「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」であり、「オタワ条約」もしくは「対人地雷禁止条約」と呼ばれています。

当資料はニューバーガー・バーマン・グループLLCが作成した英文の日本語による参考訳です。原文と本抄訳の間の差異に関しては、原文が優先します。

当資料はニューバーガー・バーマン株式会社が情報提供を目的として作成したものであり、本資料の如何なる内容も、投資、法務、会計又は税務に関するアドバイスを目的としておらず、また個別の有価証券等の勧誘等を目的とするものでもありません。当資料は、作成時点において信頼できるとされる情報に基づき作成されていますが、かかる情報(第三者からの情報を含む)のいずれについてもその公正性、正確性、信頼性、完全性および妥当性について、明示または黙示を問わず表明または保証するものではありません。当資料に含まれる意見や見通しについては作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当資料中の見通しや意見については、必ずしもニューバーガー・バーマンとしての統一見解ではない場合があることにご注意ください。当資料に記載する商品または運用戦略が、すべての投資家に適合するものではありません。また将来の市場環境の変動等により、運用方針が変更される場合があります。過去の実績は将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。個別銘柄または企業等はあくまで説明のための例示であり、特定銘柄の売買等の推奨、または価格等の上昇や下落を示唆するものではありません。金融商品取引契約に基づきお客さまが投資する、株式、公社債、組合持分、その他のオルタナティブ資産等(ファンドを通じて投資する場合を含みます)は、国内外の経済・政治情勢、金利、発行体の業績や財務状況等の影響を受けて価格が変動する(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)ため、投資元本を割り込む可能性があります。またデリバティブ取引やレバレッジを用いた取引では取引の額が保証金等の額を上回る場合があり、当該取引により生じた損失の額が証拠金の額を上回る可能性があります。当該取引の額の保証金等の額に対する比率は、取引毎の具体的な条件に応じて決定されるため、予め算出することはできません。投資一任契約に係る業務については、1.4%(年率、税抜き)を上限として投資一任契約に基づく報酬を徴収します。この投資運用報酬とは別に、かかる戦略を投資信託等の組入れにより実施する場合には、別途当該投資信託等の中での運用報酬等の諸費用が徴収されます。具体的な水準は、運用戦略、運用資産額、投資スキーム等に基づく商品の内容及び成功報酬率の徴収の有無等により商品毎または契約毎に異なり、またその他の諸条件も踏まえ個別案件毎に異なりますので、詳細を表示することはできません。その他成功報酬がこれとは別に徴収されるものもあります。さらにその他の費用として、商品の種類、スキーム等により各種費用(経費、運営費用、ファイナンス・コスト、組成費用、取引手数料等)が発生しますが、これら諸費用は運用状況および資産規模等により変動しますので、その総額や上限等についてあらかじめ記載することができません。手数料等およびリスクについては、こちら(<https://www.nb.com/ja/jp/risk?audience=JP-Institutions>)もご確認ください。

ニューバーガー・バーマン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2094号

加入協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会